

本人確認資料一覧

不正な手段(他人が本人になりすますなど)による証明書等の取得、虚偽の届出などから個人情報を守るため、平成19年に住民基本台帳法及び戸籍法が一部改正されました。これにより、平成20年5月1日から戸籍謄(抄)本や住民票の写しなどの証明書の請求、住所異動届(転居・転出・転入など)、婚姻届などの提出時に本人確認が法律上のルールとなりました。

本人確認は運転免許証やマイナンバーカード等の官公署が発行した有効期限内の顔写真付きの身分証であれば1点の提示で可能です。なお、これらをお持ちでない方は、健康保険証や年金手帳、介護保険証などの本人確認できる書類を複数(2点以上)組み合わせ提示する必要があります。

※本人確認ができる書類及び提示方法は下記をご覧ください。

A 1点の提示で本人確認ができるもの(有効期限内のものに限る)

・運転免許証	・教習資格認定証
・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)	・航空従事者技能証明書
・顔写真付きマイナンバーカード(個人番号カード)	・宅地建物取引士証
・顔写真付き住民基本台帳カード	・猟銃・空気銃所持許可証
・パスポート(日本国旅券)	・耐空検査員の証
・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書、仮滞在許可書	・無線従事者免許証
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	・動力車操縦者運転免許証
・国公立、県立、市区町村立の学校(大学含む)の学生証	・検定合格証(警備員に関する検定の合格証で都道府県公安委員会発行のもの)
・船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許	・戦傷病者手帳
・電気工事士免状	・運行管理者技能検定合格証明書
・特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証	・官公署がその職員に対して発行した身分証明書

B 2点以上の提示が必要な本人確認書類(有効期限内のものに限る)

・健康保険の各種保険証(国保・社保・共済・船員など)	・生活保護受給者証
・介護保険証	・(特別)児童扶養手当受給者証
・年金手帳	・(特別)児童扶養手当受給者証
・各種年金証書(国民・厚生・共済年金など)※恩給も含む	・児童手当受給者証
・各種医療(費)受給者証	・自立支援医療受給者証

C 上記「B」のうち1点と組み合わせて本人確認できるもの(有効期限内かつ「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が記載されたもの)

※Cから2点の提示では本人確認資料とすることはできません。

・預金通帳	・民間企業の社員証
・氏名・住所」または「氏名・生年月日」が記載された診察券	・私立及び独立行政法人等の学生証